

令和2年度 学内研究助成金 研究報告書

研究種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究助成金	<input checked="" type="checkbox"/> 研究成果刊行助成金
	<input type="checkbox"/> 21世紀研究開発奨励金 (共同研究助成金)	<input type="checkbox"/> 21世紀教育開発奨励金 (教育推進研究助成金)
研究課題名	職場のメンタルヘルスと法～ 比較法的、学際的アプローチ～	
研究者所属・氏名	研究代表者： 法学部法律学科 教授 三柴丈典 共同研究者：	

1. 研究目的・内容

現在、国際的に職域で生じている、精神的な不調による休業、労働生産効率の低下、職場秩序への悪影響など、メンタルヘルスに関する複雑多様、多層的な問題の解決（未然防止と事後的な問題解決）への学術的な貢献にあり、そのため、6か国の比較法制度研究に基づき、関連分野の専門家との実質的な対話を図り、さらに、それらの成果を踏まえて社会調査を行い、その現実的な適応可能性を探った。

2. 研究経過及び成果

本書は、メンタルヘルスないしそれに関わる問題とは何か、それを未然に防止すると共に、現に生じた場合に適正に解決するために有効な法制度や法解釈とは何かを解明するため、筆者らが、厚生労働科学研究費の補助を得て、2011年から2013年にかけて、関連分野（精神医学、経営学、産業医学、社会学）の専門家と連携しながら、6か国（UK、ドイツ、フランス、デンマーク、オランダ、アメリカ）を対象に実施した比較法制度調査（2011年～2013年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）「諸外国の産業精神保健法制度の背景・特徴・効果と我が国への適応可能性に関する調査研究」（主任研究者：三柴丈典）の結果と、その後実施したフォローアップ調査の結果を著したものであり、その英字版は、2020年に、UKの人文社会科学系の大手出版社であるRoutledgeから発刊されている（T. Mishiba: *Workplace Mental Health Law*. Routledge, 2020）。

問題解決志向のための学際性を特徴としており、海外の法制度については、1次予防（問題の未然防止）、2次予防（早期介入）、3次予防（事後対応、再発防止）のいずれに貢献するものかで分類し、その現実的な効果も可能な限り調査し、関係領域の専門家と実質的な対話をを行った結果を踏まえて国内での社会調査を行い、現実的な適応可能性を検討している。

本書の刊行目的は、現在、国際的に職域で生じている、精神的な不調による休業、労働生産効率の低下、職場秩序への悪影響など、メンタルヘルスに関する複雑多様、多層的な問題の解決（未然防止と事後的な問題解決）への学術的な貢献にあり、そのため、6か国の比較法制度研究に基づき、関連分野の専門家との実質的な対話を図り、さらに、それらの成果を踏まえて社会調査を行い、その現実的な適応可能性を探った点に意義がある。

すなわち、本書の価値は、メンタルヘルスに関する現実的な問題の解決を目的として、比較法的、学際的アプローチを試みたことに集約される。

導かれた提言の要点は、①労使のほか、家族、医療機関、リハビリ機関、自治体などを問題解決のための資源とみなし、円環的な責任構造を構想すること、②個人と組織の成長と環境への適応を支援する視点を持つこと、③産業保健職等の支援者は、対象者に対し、「北風と太陽」とも言うべき父性的対応（人事上の不利益措置など）と母性的対応（特性に応じた治療や就労の支援など）を果たす必要があること、また、その両面を織り込んだ組織内規定の整備と運用を図るべきこと、④達成すべき健康状態は、理想的なものとなせず、関係者との対話に基づく本人の自己決定を尊重すべきこと～本人の納得性を重視すべきこと～、等に集約される。

損害賠償に関する法解釈論としては、法的な因果関係論の再構築、過失相殺制度の再構成や応用などを提言し、立法論としては、基本的な目的と組織内で講ずべき手続や構築すべき体制の要素を定め、具体的な手法を雇用者や労使に委ねる手法、ガイドラインなどのソフト・ローによる誘導、不調による休職者の復職を支援する外部組織の設置や、精神障害者を一般就労に定着させるモデル事業の推進

を根拠づける基本条文の設定、訴訟濫用の制限などを提言している。

これは、WHO も採り上げている Health Law という新たな法領域と同様に、法が持つ多面的な機能を活用して問題発生の予防を図る点で法（政策・解釈）学に貢献し、ルールを活用した健康づくりを図る点で、産業保健学に貢献し得る。

本書の最終目的は、おそらく、個人と組織の健康をめぐる「納得性」の最大化にある。

本書の発刊により、メンタルヘルスに関する法的対応及びその本質、方向性の国際水準が国内でも共有されることとなった。

3. 本研究と関連した今後の研究計画

報告者は、大学院入学以後、約四半世紀にわたり、労災の予防と補償・賠償論、特に労働安全衛生法を研究対象としてきており、本書は、労働安全衛生法政策上、もっとも現代的で、複雑多様かつ多層的、なおかつ深刻なメンタルヘルスという課題を焦点に、比較法的、学際的調査研究を行った成果を公表したものである。

今後は、改めて、時代状況の変化を踏まえ、労災防止効果が高く、自律的な働き方、生き方を支援できるような労働安全衛生法全体の検討を進める。そのため、筆の取り組みとして、労働安全衛生法に関する本格的な体系書づくりを進め、人的なコミュニティづくりの取り組みとして、昨年11月に、日本産業保健法学会を設立した。

前者は、2019年～2021年度厚生労働科学研究費（労働安全衛生総合研究事業）「労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究」による経済的支援を受けており、後者も、厚生労働省から有形無形の支援を受けている。

4. 成果の発表等

発表機関名	種類（著書・雑誌・口頭）	発表年月日（予定を含む）
法律文化社	著書	2020年12月